

● 「電子交換所」設立に伴う手形・小切手のお手続きについて

お客様各位

令和4年11月1日

平素は当金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

このたび、電子交換所の設立に伴い、全国各地に設置されていた手形交換所が廃止され、原則すべての手形・小切手を電子交換所で取り扱うこととなり、金融機関間の交換は原則的にイメージデータの送受信で実施します。

これに伴い、手形・小切手のお取り扱いを下記のとおり変更いたします。より一層のサービス向上に努めてまいりますので、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 改定日

令和4年11月4日（金）

2. 電子交換所の概要

別紙「電子交換所設立のご案内」参照

3. 払戻可能日時の変更

電子交換所の設立後は、全国共通でひとつの交換所での取り扱いとなるため、手形・小切手の払戻可能日時が変更になります。詳細はお取引店までお問い合わせください。

4. 代金取立手数料の改定

電子交換所の設立に伴い、以下のとおり変更します。なお、取立依頼の手続方法等に変更はございません。（赤字部分が改定内容です。）

【改定前】

（1通あたり／税込）

取引種目			当金庫自店内	当金庫本支店宛	他金融機関宛
手形・小切手 （取立）	高知手形交換所内		220円	330円	330円
	高知手形 交換所以外	至急扱い	—	—	880円
		普通扱い	—	—	660円

【改定後】

（1通あたり／税込）

取引種目			当金庫自店内	当金庫本支店宛	他金融機関宛
手形・小切手 （取立）	電子交換所内		330円		
	個別取立※		—	—	880円

※個別取立とは、電子交換所に参加していない金融機関宛の手形等郵送対応が必要なものです。

5. 手形・小切手帳代金の改定

電子交換所の設立に伴い、以下のとおり変更します。(赤字部分が改定内容です。)

【改定前】

(税込)

手形・小切手	手形用紙代(約束手形・為替手形)	50枚綴り1冊	1,100円
	小切手用紙代(当座小切手)	50枚綴り1冊	880円
	マル専当座取扱手数料	割賦販売通知書1枚につき	3,300円
	マル専手形決済手数料(手形用紙代金含む)	1枚	550円

【改定後】

(税込)

手形・小切手	手形用紙代(約束手形・為替手形)	50枚綴り1冊	1,650円
	小切手用紙代(当座小切手)	50枚綴り1冊	1,650円

※マル専手形のお取り扱いは廃止いたしました。

6. 当座勘定規定の改定

当座勘定規定を改定いたしました。改定後の当座勘定規定は別途ホームページへ掲載いたします。

7. 其他のご案内

電子交換所の設立に伴い、以下のとおり変更します。

(1) 電子的な決済手段への移行について

金融界は、政府で閣議決定された約束手形の利用廃止と小切手の全面的な電子化に向けて、政府・産業界と連携しながら2026年度までに手形・小切手の全面的な電子化を目指します。電子化のメリットは、手形・小切手をはじめとする書面・押印・対面手続きの省力化や管理コストの削減など、支払側と受取側双方にあります。お客様にも、インターネットバンキングからの振込等といった電子的決済手段への移行をご検討いただきますようお願いいたします。

(2) 手形・小切手の記入方法

イメージデータ作成にあたり、手形や小切手をイメージスキャナで読込むことから、誤認識防止のため、以下の点に注意してください。

① 金額の記入

- ・金額をアラビア数字(1,2,3・・・)で記入する際は、チェックライターを使用し、金額は濃い文字となるようインクをご確認ください。また、金額の頭には「¥」を、その終わりには「※」、「★」など終止符号を印字するほか、3桁毎に「,」を印字してください。
- ・金額を文字で記入するときは、文字の間をつめ、下表の文字一覧のとおりに改ざんし

にくい文字を使用し、金額の頭には「金」を、その終わりには「円」を記入してください。
また、崩し字は使用せず、楷書で丁寧に記入してください。

「電子交換所」で読み取り可能な漢数字一覧表

			1			2				3		4			5		6	
漢數字			壹	壺	弍	弍	弍	貳	貳	参	參	四	泗	肆	五	伍	六	陸
7			8		9		10		100			1,000			10,000			
七	漆	質	八	捌	九	玖	拾	什	百	陌	佰	千	仟	阡	万	萬		

＜その他＞金、円、圓(円の異体字)、億

② 記載内容の訂正

- ・金額を誤記されたときは、訂正しないで新しい手形用紙を使用してください。
- ・金額以外の記載事項を訂正するときは、訂正の記載やなつ印が、金額欄・金融機関名等に重ならないようにしてください。
- ・手形用紙の右上辺、右辺並びに下辺(クリアーバンド)などの余白部分は使用しないでください。

約束手形 8 96701

使用不可部分

高知 3901 1881-021

使用不可部分

使用不可部分

- ・小切手用紙の下辺余白部分(クリアーバンド)は使用しないでください。

小切手

高知 3901 1881-021

使用不可部分

(3) 電子交換所を経由しない場合について

電子交換所設立後は原則、電子交換所を経由して決済されることとなりますが、以下の
場合においては電子交換所を経由できないので、個別取立の扱いとなります。

- ① 電子交換所に交換提示することのできない一部証券類(預金通帳など)の取立を行う場合
- ② 手形・小切手の支払場所となる金融機関が電子交換所に参加していない場合
- ③ その他、何らかの理由で個別の取立が必要となる場合

以上

「電子交換所」を設立します



ご案内3つのポイント

POINT 1



お客さまの手続方法等の変更は
ございません。従来どおり、金融機関に
おいて取立依頼を行っていただけます。

POINT 2



すでにお持ちの手形・小切手も
引き続き利用可能ですので
ご安心ください。

POINT 3



2026年度までの全面的な電子化に向けて、
電子記録債権・インターネットバンキング等
の決済手段への移行をご検討ください。



電子化することで、
こんなに利便性が向上します！

- ✓ 災害にも強固な決済インフラに
万一の災害時に搬送できないリスクを削減します。
- ✓ 遠隔地の取立における時間短縮

紙の手形・小切手から
電子的な決済手段への移行
をご検討ください！

2026年度までの
全面的な電子化を目指します

決済手段の電子化は、昨今の環
境配慮やテレワーク対応に向け
た社会的意義を持つとともに、
企業・金融機関の業務効率化に
貢献します。



金融界は、政府で閣議決定され
た約束手形の利用廃止と小切手の全面的な電子化
に向けて、政府・産業界と連携しながら2026年度ま
でに手形・小切手の全面的な電子化を目指します。

電子記録債権・
インターネットバンキングのご検討を！

電子化のメリットは、手形・小切
手をはじめとする書面・押印・対
面手続の省力化や管理コストの
削減など、支払側と受取側双方
にあります。お客さまにおかれ
ましても、電子記録債権の利用およびインターネット
バンキングからの振込といった電子的決済手段への
移行をご検討いただきますようお願い申し上げます。



この街と生きていく

SHINKIN 信用金庫

ご確認
ください



手形の交換方法を電子化する

「電子交換所」
設立のご案内



2022年11月から、
手形の交換方法が変わります

手形交換所の電子化に関する大切なお知らせです。
ぜひ、ご一読ください。

JBA 一般社団法人
JAPANESE BANKERS ASSOCIATION
全国銀行協会

SHINKIN 信用金庫

電子データで手形交換を行うことで、より早く、より安全な手形の決済が可能になります

全国銀行協会は、これまで全国各地で金融機関間の手形交換を行ってきた手形交換所の電子化を行います。これに伴い、電子データで手形の交換を行う電子交換所を2022年11月に設立いたします。

電子交換所の決済開始時期

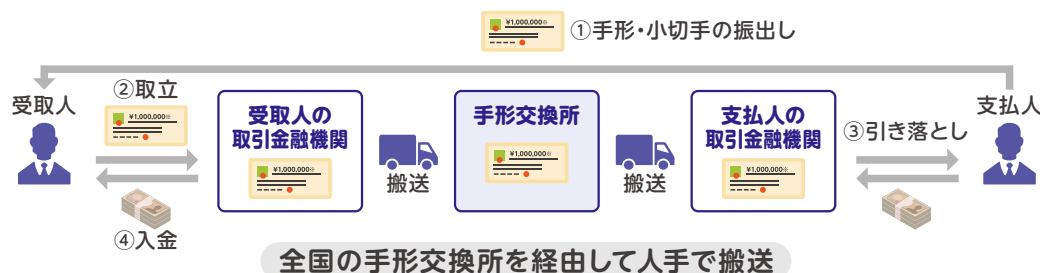
2022年11月予定



電子交換所により、手形交換の方法が変わります！

今までは人手を介して搬送していた手形ですが、「電子交換所」によって金融機関間の手形・小切手の交換業務をイメージデータの送受信で完結できるようになります。

手形交換所における交換
(従来)



電子交換所における交換



用紙や記入方法 などはどう変わるの？



「統一手形用紙の変更」と「手形・小切手への記入に関わるご注意」がございます。

① 統一手形用紙の変更

金融機関によっては、
QRコード付きの
手形・小切手用紙に
変更となる場合があります。



② 電子化後の記入注意事項

- 手形券面へのメモ書き禁止
- 金額欄への捺印禁止
- 必ず楷書で記入 など



③ 手形・小切手は3か月間保管

- 紙の手形・小切手は、お支払い後、受取人の取引金融機関(取立金融機関)で3か月間保管されます。
- 偽造・変造が疑われる場合などは、速やかに取引金融機関にご連絡ください。



※その他の変更点については、当座勘定規定および手形(小切手)用法の改定がございますので取引先の金融機関にご確認ください。